

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

令和3年度・4年度中の修業開始に限り、対象期間・資格を拡充しています

1年以上の訓練等

緩和

6か月以上の訓練等

看護師、保育士
等の国家資格

拡充

デジタル分野等の
民間資格(※1)も対象に

(※1)シスコシステムズ認定資格、
LPI認定資格など

支給対象・支給額など

対象者

伊勢原市在住で、次の要件を満たす人

1. 母子家庭の母または父子家庭の父
2. 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること
3. 養成機関で1年以上(※)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
※令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上
4. 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
5. 原則として、伊勢原市高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと

支給額

訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
※訓練期間の最後の1年間は4万円増額

対象資格

就職に有利な資格で、養成機関において6か月以上修業するもの

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、保健師、助産師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格、※その他対象となる資格についてはお問い合わせください。

詳しくは担当へおたずねください

伊勢原市子育て支援課子育て支援係(1階9番窓口)

☎ 0463-94-4633(直通)

平日：9:00~16:00

※申請には母子・父子自立支援員への事前相談が必要です。

必ず事前にご連絡ください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン